

役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の 報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人マリアの園福祉会の役員、評議員、評議員選任・解任委員、及び第三者委員（以下「委員」という。）の報酬等について定める。

（定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（業務の種類）

第3条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- （1）理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- （2）監事による定期又は臨時監査
- （3）行政機関による監査への立会
- （4）役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- （5）その他理事長が必要と認めた業務

（報酬等）

第4条 前条の業務の場合は、その報酬として次に定める額を支給する。ただし評議員については定款の定めによる。

1 日あたりの額（源泉徴収後の額）：5, 0 0 0 円

- 2、役員、評議員及び委員に対する費用弁償は報酬に含むものとし、これを支給しない。
- 3、前条の（4）および（5）の場合は、「社会福祉法人マリアの園福祉会旅費規程」を準用して旅費を支給する。
- 4、その他業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

（適用除外）

第5条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。